

個人情報に記載された案内票の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報に記載された案内票を誤交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者生年月日、患者 ID

2 事案の経過

令和7年8月21日（木）

- ・患者Aの診察終了後、医師事務作業補助者が患者Aに手渡すファイルの中身を整理していたところ、次に診察の患者Bの案内票を医師より受け取った。
- ・医師事務作業補助者は受け取った患者Bの案内票の氏名を確認せず誤って患者Aのファイルに入れて患者Aに交付した。
- ・医師事務作業補助者が診察室に戻った際に、医師より受け取ったはずの患者Bの案内票がないことに気づき、診察室を探したところ、患者Aの案内票を発見したことから、患者Aのファイルに誤って患者Bの案内票を混入させ交付したことが発覚。
- ・同時に患者Aも患者Bの案内票が入っていることに気づき、受付に戻って来た。
- ・医師事務作業補助者は患者Aに謝罪の上、患者Bの案内票を回収した。
- ・医師事務作業補助者のリーダーより患者Bに電話にて事情を説明し、謝罪した。

3 誤交付の原因

- ・医師事務作業補助者がファイルを渡す際、他人の書類が混入していないか、氏名等の記載内容の確認を怠ったため。

4 再発防止策

○事案発生部署に対し、以下の点を指示するとともに、注意喚起を行った。

- ・患者にファイルを渡す際は、全ての書類の患者氏名等に誤りがないか、複数人によるダブルチェックを行うとともに患者にもその場で氏名を確認していただくことを徹底する。
- ・上記対応に伴う個人情報を取り扱う際のダブルチェックのフローの作成。（マニュアルの作成、提出及び院内共有の実施）

以 上